

藤井寺市柏原市学校給食組合公平委員会設置条例

昭和 46 年 1 月 16 日
条 例 第 9 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき藤井寺市柏原市学校給食組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。